

NFDへの再入会手続きについて

平成28年5月11日付で「正会員資格の再取得(再入会)に関する内規」が改正され、退会してから5年未満であれば、会を離れていた期間分の年会費を全額納入いただくことで再入会が可能となります。

同時に、本部試験と同会場で実施されます「技術確認研修」にご参加いただければ、再入会できる方法も選びいただけます。

但し、退会時より5年以上が経過してしまっている方は、「技術確認研修」にご参加いただく方法のみとなりますので、ご了承ください。

また、「技術確認研修」にご参加いただく場合、退会時（資格喪失時）の当該級の実技試験受験料相当額の参加料および、昇級料（3級は入会金）相当額を別途納入の必要があります。

※いずれの再入会者も在籍時の未納会費があった場合は、それを全額納入していただく必要がありますので、予めご了承ください。

○年会費を全額納入して再入会する場合

- ①一度NFD事務局までお問合せいただき、退会後の経過期間を確認してください。
- ②再入会申請書をお送りしますので、上記の期間が5年未満であれば、申請書の「A」に○を付け、支払いが必要な年会費の年数をご記入、ご返送ください。申請書をご提出いただけましたら、資格認定委員会において承認が下りた後、該当年数分の年会費の振込用紙をお送りします（在籍中に未納入の年会費があればそちらも合わせて請求されます）。期日までにご納入をお願いします。
- ③納入いただいた時点で手続き完了です。完了後、約3週間で会員カードと領収書を送付いたします。

○技術確認研修に参加して再入会する場合

- ①再入会申請書をお送りしますので、申請書の「B」に○を付けてください。本部試験と同会場で行われますので、協会HPで試験日程をご確認いただき、申請書に級、試験日や会場名をご記入いただき、当会までご提出いただけましたら、退会時（資格喪失時）の当該級の実技試験受験料相当額の参加料の振込用紙をお送りします。期日までにご納入をお願いします。
- ②入金確認後、研修に関するご案内を送付させていただきますので、当日ご参加願います。

○研修参加後の手続き

- ①当日、主任審査員により確認・講評が行われると修了証明書が発行されます。その修了証明書が資格認定委員会に提出され承認が下りた後、退会時（資格喪失時）の当該級の昇級料（3級は入会金）相当額の振込用紙をお送りします。期日までにご納入をお願いします。
- ②納入いただいた時点で手続き完了です。完了後、約3週間で認定証、会員カードおよび領収書を送付いたします。

※1 再入会后、次の級を受験するためには資格認定規程に定める所定単位の取得が必要になります。

※2 退会時にNFD講師以上であった方は、再入会によって講師資格は再取得できません。

講師資格を再取得するためには、「NFD講師新規登録講習会」を再度受講いただく必要があります。

【お問い合わせ】 公益社団法人日本フラワーデザイナー協会 管理課 山口・北出

〒108-8585 東京都港区高輪4-5-6 Tel:03-5420-8741 Fax:03-5420-8748 E-mail:nfd@nfd.or.jp